

(第57期)

貸借対照表

(2024年 3月31日現在)

旭化成レオナ繊維(株)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	247,240,716	流 動 負 債	172,988,884
現金及び預金	0	未払法人税等	2,068,417
売掛金	0	未払事業税	515,800
前払費用	555,570	未払消費税	33,679,100
未収入金	759,600	未払金	0
立替金	70,493,609	未払費用	65,968,628
短期貸付金	175,431,937	賞与引当金	69,932,000
		預り金	824,939
固 定 資 産	46,607,784	固 定 負 債	122,543,400
有形固定資産	0	退職給付引当金	122,543,400
		[純資産の部]	
		株主資本	-1,683,784
		資本金	11,000,000
投資その他の資産	46,607,784	利益剰余金	-12,683,784
繰延税金資産	46,607,784	利益準備金	2,750,000
		その他利益剰余金	-15,433,784
		別途積立金	402,258
		繰越利益剰余金	-15,836,042
資 産 合 計	293,848,500		293,848,500

(第57期)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券・・・該当事項なし。
- (2) 棚卸資産・・・該当事項なし。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）・・・該当事項なし。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）・・・該当事項なし。
- (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金・・・従業員賞与については、支給期間に対応する見積額を計上している。
- (2) 退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、親会社との業務委託契約に基づき、繊維製品の製造委託を主な事業としている。
繊維製品の製造受託については、委託元である親会社との契約期間が到来した時点で、
収益を計上している。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) グループ通算制度の適用
グループ通算制度の適用を適用している
- (2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設された
グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが
行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の
適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る
会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号）第44号の定めを適用せず、繰延税
金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）を適用している。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1. 当該事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 22,000株
- 2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項なし。
- 3. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項なし。

(第57期)

個別注記表

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	当該株式会社の議決権等の所有割合	当該関連当事者の議決権等の所有割合	当該関連当事者との関係	科目	期末残高(千円)
親会社	旭化成(株)	—	—	代行支払委託	立替金	70,494
親会社	旭化成(株)	—	—	資金運用	短期貸付金	175,432
親会社	旭化成(株)	—	—	債務引受	未払金	
親会社	旭化成(株)	—	—	代行支払委託	未払費用	

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	当該株式会社の議決権等の所有割合	当該関連当事者の議決権等の所有割合	当該関連当事者との関係	科目	期末残高(千円)
関連会社	旭化成アミダス(株)	—	—	人材派遣	未払金	349
関連会社	(株)新旭サービス	—	—	役務提供	未払費用	40
関連会社						

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。